

第3回会合における論点整理に関する主な意見

2020年8月21日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課

基本的考え方(案)

- NTT等(NTT、NTT東日本及びNTT西日本をいう。)と分離会社(再編前のNTTから分離した、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTコムウェアをいう。)との間における共同調達(以下単に「共同調達」という。)を例外的に認めるに当たり、共同調達に関する指針を策定し、基本的考え方を示すとともに、NTT等及び分離会社が講ずる必要がある具体的な措置等を明確化することが必要ではないか。
- 本指針は、共同調達について、NTT等が営む業務と責務との関係を踏まえて、適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保等に寄与するものとしつつ、その実施に当たっては電気通信事業の公正な競争の確保が前提となることを踏まえ、これらを充足し、かつ、バランスの取れたものとする必要があるではないか。
- 具体的には、次の①～⑥について、本指針において明確化することが必要ではないか。
 - ① 共同調達が例外的に認められる資材
 - ② NTT再編の趣旨の徹底
 - ③ NTT等の市場支配力との関係
 - ④ 利用者利益の確保等
 - ⑤ 検証可能性の確保等
 - ⑥ 指針の見直し等
- 総務省においては、本指針に基づき、共同調達が実施されるに先立って、共同調達に係る実施計画の策定、本指針に規定する措置の実施等を要請するとともに、実施状況についても定期的に報告させることにより公正競争上の影響等に関する検証可能性を確保することが必要ではないか。

(事業者からの意見等)

- 検討会におけるオブザーバからの意見も踏まえ、NTT法上、総務大臣認可となっているNTTの事業計画においても、「規律を遵守しつつ共同調達を実施する」旨、自主的に盛り込む予定。【NTT】
- 今後、NTTに関する何らかの規律の緩和等の見直しが行われる際には、本件と同様に、きちんと認可や法改正などの手続を踏むことが重要。【ソフトバンク】

① 共同調達が例外的に認められる資材

考え方(案)

- 最終答申(情報通信審議会 令和元年12月17日)において「例外的に共同調達を認める」とされた趣旨を踏まえれば、共同調達が認められる資材は一定程度限定されるべきではないか。
- この点、NTTが提示した資材^(※)に係る調達実績等に基づき、これまで検討が進められてきたことを踏まえれば、共同調達が例外的に認められる資材は、「電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置並びにこれらの情報・通信機器において用いられるプログラム」に限定することが適当ではないか。
- その上で、調達量において大きな割合を占める携帯電話端末等について、NTTドコモとの間の共同調達を認めた場合の公正競争上の影響が指摘されていることを踏まえ、上記の対象資材から、「NTTドコモが、同社の移動通信サービスの利用者に対して販売することを目的として調達する、当該サービスの提供を受けるために必要な端末装置」を除くことが適当ではないか。

(※)ネットワーク系装置(ルータ、スイッチ、伝送装置等)、サーバ系装置(サーバ、ストレージ等)、端末系装置(PC、タブレット端末、ビジネスホン等)、ソフトウェア(OS、オフィススイート、データベースソフト等)、ケーブル類(光ケーブル、メタルケーブル、ONU等)、その他物品(ラック、什器類、メーカ保守・サポート等)

(事業者からの意見等)

- 調達元が国外/国内ベンダのいずれになるかはケースバイケースであるが、米国の共同調達事業者を通じ、グローバル市場で取り扱われている商材を共同調達の対象とする予定。 【NTT】

考え方(案)

- 共同調達を通じたNTT等と分離会社との間の一体化(ヒト(情報)、モノ、カネ)等のNTT再編の趣旨の潜脱を防止するための構造的な措置として、NTT等及び分離会社に対し、次の措置を講じさせることが適当ではないか。
 - ① **共同調達事業者との役員兼任等の禁止**
 - ・ 共同調達を通じて、NTT等と分離会社との間の実質的な一体経営による調達情報の流用等が行われなくするため、共同調達事業者との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。
 - ② **調達情報の目的外利用の禁止**
 - ・ 共同調達に係る情報管理システムは、共同調達の目的以外の目的で取り扱うことができないよう、適切なアクセス制限を設定する等、必要な措置を講じ、又は共同調達事業者に講じさせること。
 - ・ 共同調達に関する情報の適正な取扱いを確保するため、共同調達事業者と同社の役職員との間及び同社と共同調達に参加する者との間で、共同調達に関する情報の適正な取扱いに関する契約を締結する等、必要な措置を講じ、又は共同調達事業者に講じさせること。
 - ③ **共同調達事業者に対する業務委託の制限**
 - ・ 共同調達により調達する資材に関連する業務のうち、調達以外の業務(例:ネットワークの構築、電気通信役務等の営業若しくは契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理又は提供等)を共同調達事業者に対して委託等しないこと。(ただし、調達の業務を委託する上で必要不可欠な業務と認められるものを除く。)
 - ④ **共同調達会社における会計分離**
 - ・ 共同調達事業者との間で行われる共同調達業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又はNTT等と分離会社との間の実質的な補助が行われなくするため、共同調達事業者に対し、NTT等及び分離会社が委託した共同調達業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を当該業務を委託した会社にそれぞれ報告させること。

(構成員からの意見等)

- 指針の策定に当たっては、共同調達事業者との構造分離だけではなく、共同調達窓口の機能分離も含めた形での考え方を明確にすべき。その際、共同調達窓口を担う役職員が資材調達を行う部署に対して事実上の影響力を行使することがないようにするとともに、監視組織により、共同調達窓口業務の適正な運用に関するモニタリングをしっかりと行うなどして、機能分離が徹底されるような体制とすべき。【大谷構成員】
- NTT持株内において共同調達窓口と資材調達を行う部署を機能分離する場合、双方の部署の間における実質的な意味での業務委託の分離や透明性の確保も重要ではないか。【西村構成員】

(事業者からの意見等)

- 他事業者がNTTグループ各社と同等の条件で共同調達に円滑に参加できる機会を確保するためには、共同調達窓口を設けることが必要と考えるが、他事業者のニーズが不明であるため、当面は、最小限の組織・体制とする観点から、NTT持株内に窓口を設置したい。これに当たっては、共同調達窓口を担う部署と持株の中で資材調達を行う部署との間で機能分離を徹底する。【NTT】

考え方(案)

- NTT等による共同調達を通じた公正競争を阻害する行為、電気通信事業法上の禁止行為規制の趣旨を潜脱する行為等を防止するため、次の措置を講じさせることが適当ではないか。

① 共同調達に対する定量的な制限

NTT等が共同調達に参加することにより、分離会社が著しく有利な条件で共同調達を行うことがないよう、NTT、NTT東日本及びNTT西日本のそれぞれの共同調達に係る額は当該各社のそれぞれの総調達額の50%未満とすること。

② 禁止行為規制の趣旨の確保

NTT等が参加する共同調達について、NTT東西及びNTTドコモは、電気通信事業法第30条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講ずること。

(NTT等が参加する共同調達における禁止行為の例)

- NTT東西が共同調達を通じ、特定の電気通信事業者が提供するサービス、技術規格等を不当に優遇すること。
- NTT東西が共同調達により購入した資材を特定の電気通信事業者へ転売・転用することにより、不当に利益を与えること。
- NTT東西が共同調達事業者を通じ、他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造事業者や販売事業者に対し、不当に規律をし、又は干渉をすること。

(構成員からの意見等)

- 10%や25%というような具体的な閾値で見ていくよりは、事後的に個別の資材ごとの検証を行い、潜脱防止を監視していく体制が望まれる。このため、「例外とは言えない」という趣旨から50%という基準をひとまず設け、公正競争の阻害等については、その検証の中で見ていくという方が実務上合理的ではないか。【大谷構成員】
- 電気通信事業法における現行の禁止行為規制を踏まえれば、共同調達を実施する際にも、例示されているような行為を禁止する措置が必要という点については賛成。ただ、移動通信分野においては禁止行為規制が緩和された経緯があり、今回の共同調達に際しても、NTT東西の調達割合が全体の2割程度に落ちているという実態を踏まえて検討が行われていることを踏まえれば、現行の禁止行為規制そのものについて、具体的な事案を確認した上で見直しを行うことが今後必要になるのではないか。【関口座長代理】

(事業者からの意見等)

- 他事業者より、共同調達の実施により相互接続等に色々な影響が出るのではないかと指摘があった点については、NTT東西における網機能提供計画の届出など、既存の接続ルールを適切に遵守していくことで、引き続き公平な接続条件を確保していく考え。【NTT】
- 確かに50%というのは一つの閾値ではあるが、包括的検証最終答申において、共同調達を例外的に認めるとされている中で、社会通念上、例外としてイメージされる数字とは大きくかけ離れているものと認識。この点については、この閾値のみをもって例外と見るのではなく、共同調達の実施に当たり必要とされる措置全体をもって例外と見るという事務局の説明を踏まえ、指針の策定において、調達対象となる品目の調達額の50%未満として、その考えがより明確化されることを希望。【ソフトバンク】
- 例外的であるかどうかの閾値として50%は適切ではない。前回会合において提案した10%という閾値も考慮すべき。【KDDI】

考え方(案)

- 共同調達の実施に当たり、利用者利益の確保、電気通信市場の活性化等の観点から、次の事項の実施に努めることが求められるのではないかと。

① 利用者への利益還元等

共同調達を実施することにより得られた調達コストの削減等の効果を、他の電気通信事業者を含む利用者に対して適切に還元するとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資に充てること。

② NTTグループ会社以外の電気通信事業者に対する共同調達機会

共同調達において、NTTグループ会社以外の電気通信事業者に対して、同等の条件で参加する機会を付与すること。

(構成員からの意見等)

- 利用者利益の確保等として、NTTからは、光サービス卸の料金の引下げについても言及があったが、共同調達の効果について、最終的に消費者の立場からも分かるように示してほしい。【石田構成員】
- なるべく多くの他事業者に参加してもらおう観点から、共同調達に関するスキーム等について他事業者の理解を促進する等の取組が必要ではないか。【石田構成員】

(事業者からの意見等)

- 利用者利益の確保等として、研究開発力の強化等による国際競争力の強化、ネットワークサービスの提供料金の低廉化につなげていきたい。特に、ネットワークサービスの提供料金の低廉化については、小売料金あるいは卸料金という形で低廉化を図っていきたい。【NTT】

考え方(案)

- 次の事項をNTT等から総務省に報告させるとともに、公表させることが適当ではないか。ただし、公にすることにより、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるものについては総務省への報告に留める等、一定の配慮が必要ではないか。

① 各事業年度の共同調達に係る実施計画(本指針に基づき講ずる措置の内容を含む。)

② 各事業年度の四半期ごとの実施状況(共同調達に係る資材の種類別の調達実績を含む。)

③ 各事業年度の実施状況

- ・ 本指針に基づき講じた措置(分離会社からの報告を含む。)
- ・ 共同調達により調達した資材の利用の状況及び利用者に対する利益の還元等の状況
- ・ 共同調達額(共同調達の相手方となる分離会社別の共同調達実績、国外の機器製造業者等からの調達額を含む。)
- ・ 総調達額(分離会社からの報告を含む。)

(構成員からの意見等)

- 報告事項として必要な項目がまとめられており、一部の項目については四半期ごとにきめ細かに状況を把握することにより、問題があればすばやく対応が取れる形になっているのではないかと。ただ、これらの報告事項のみでは、市場における影響等を分析するのが難しい可能性もあり、NTTにおいては、分析に資する情報もあわせて提供する等の協力をお願いしたい。
【大谷構成員】

(事業者からの意見等)

- 今後、総務省において共同調達の実施状況等の検証を行う際、今回報告の対象になっているデータ以外にも必要なものがあれば、自主的な対応という形で前向きに協力していきたい。
【NTT】

考え方(案)

- 総務省は、共同調達の実施状況等に基づき検証を行うとともに、その結果を公表し、公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合には、NTT法及び電気通信事業法の規律に基づき、業務の適正化を図るとともに、必要に応じて本指針を見直し、又は共同調達に関する例外的な扱いを終了することが適当ではないか。
- 具体的には、公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合として、次のような場合が想定されるのではないか。
 - NTT等及び分離会社の総調達額に占めるNTT等の総調達額の割合が2年を超えて継続して25%を超える場合
(総調達額については、調達の一時的な増減による影響等を考慮し、直近の三事業年度における総調達額の平均をもってみなす。
災害その他やむを得ない事情により一時的に当該割合を超える場合は別途考慮。)
 - 本指針に反し、共同調達を例外的に認めるに当たって講ずることが必要となる措置が講じられていないと認められる場合

(構成員からの意見等)

- 10%や25%というような具体的な閾値で見ていくよりは、事後的に個別の資材ごとの検証を行い、潜脱防止を監視していく体制が望まれる。このため、「例外とは言えない」という趣旨から50%という基準をひとまず設け、公正競争の阻害等については、その検証の中で見ていくという方が実務上合理的ではないか。 【大谷構成員(再掲)】

(事業者からの意見等)

- 経営情報の観点から困難な部分もあると思うが、検証結果を含め、なるべく外部からも検証可能なように詳細を含めて公表をお願いしたい。 【KDDI】